

# せい かつ ほ ごと 生活保護のしおり



せい かつ ほ ごと せい ど せつめい  
このしおりは、生活保護の制度について説明したものです。

そう だん きが る しやくしよ かい  
わからないことや、相談があるかたは、お気軽に市役所1階

ばんまどぐち ふくしか こえ  
8番窓口(福祉課)までお声かけください。

でんわ そう だん  
電話での相談もできます。(☎0243-55-5111)

にほんまつしふくしじむしよ ふくしかせいかつしえんがかり  
二本松市福祉事務所 (福祉課生活支援係)

# せいかつ ほ ご 生活保護について

## ○生活保護の目的

わたし  
私たちは、さまざまな事情で生活に困ることがあります。

せいかつ ほ ご  
生活保護は、そのような方に対して、経済的に足りないところをおぎなうことで

にほんこくけんぼうだい じょう せいかつ ほ ご ほう さだ けんこう ぶんかてき さいていげんど せいかつ  
日本国憲法第25条や生活保護法で定められた「健康で文化的な最低限度の生活」  
ほしょう  
を保障するものです。

せいかつ ほ ご こく민 けんり せいかつ ほ ご ひつよう かのうせい  
生活保護は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにでもあるもの  
ので、ためらわずに市までご相談ください。



## ◆保護の要件について

せいかつ ほ ご げんそくせたいたいんい おこな せたいいんぜんいん りよう しさん のうりよく た  
生活保護は、原則世帯単位で行い、世帯員全員が利用できる資産、能力その他  
あらゆるものを、その最低限度の生活のために活用することが前提です。

ふようぎむしや ふよう せいかつ ほ ご ほう ほ ご ゆうせん  
また、扶養義務者の扶養は、生活保護法による保護に優先します。

## □資産の活用とは

よちよきん せいかつ りよう とち かおくとう じどうしゃ かくしゅほけん ほゆう  
預貯金、生活に利用されていない土地、家屋等、自動車、各種保険の保有が  
あれば売却等をして生活費にあててください。自動車は原則保有を認められま  
せんが、用途等により保有を認められる場合もあります。また、生命保険につ  
いては種類、内容等により保有が認められるものもあります。



のうりよく かつよう  
□能力の活用とは

はたら でき なた のうりよく おう はたら  
働くことが出来る方は、その能力に応じて働いてください。



かつよう  
□あらゆるものの活用とは

ねんきん てあて ほかに せいど きゅうふ う でき ばあい  
年金や手当など他の制度で給付を受けることが出来る場合は、まずそれを  
かつよう  
活用してください。



ふようぎむしゃ ふよう  
□扶養義務者の扶養とは

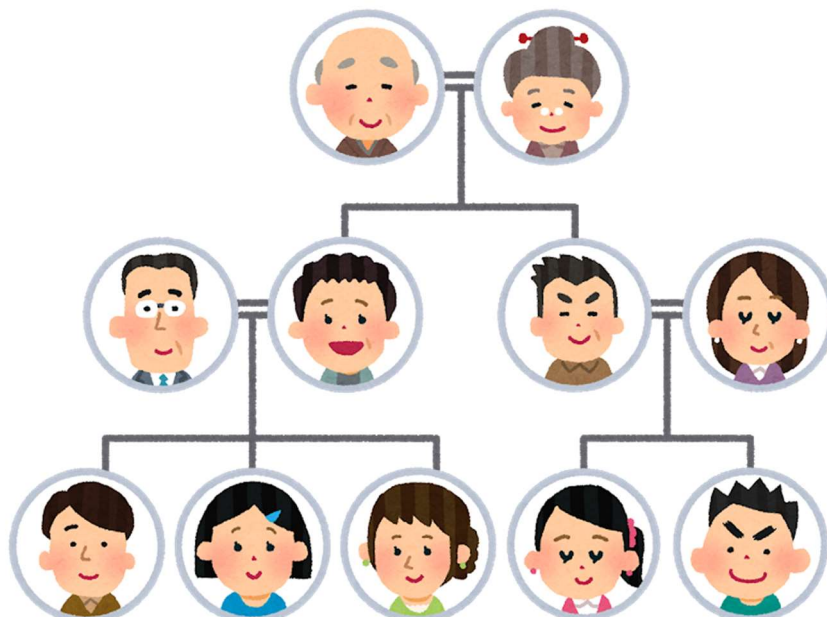
おや こども きょうだいしまい 民法上の 扶養義務がある方から 援助を受けるこ  
とができる場合は受けてください。

しんぞく ふよう かのう はんい えんじょ おこな えんじょかのう しんぞく  
親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がい

ることで生活保護の申請ができないことにはなりません。

DVや虐待などの特別な事情がある場合は親族への照会を見合わせるこ

ともありますので、事前にご相談ください。



# なが せいかつ ほ ご り よ う 生活保護利用までの流れ

せいかつ こま 生活に困っている方の相談は、二本松市福祉事務所（二本松市役所1階8番

まどぐち う 窓口）でお受けしています。本人または事情が分かる家族がお越してください。

① 相談 福祉事務所に困っている内容を相談してください。

そうだん じ せいかつじょうきょう しさんじょうきょう しんぞく こうりゅうじょうきょう かくにん  
相談時に生活状況や資産状況、親族との交流状況を確認します。

② 申請 生活保護を希望する方は生活保護申請書類を提出します。

しんせい ほんにん いし しんせい ひつよう しんせい さい ちょうさ ひつよう  
申請は本人の意思で申請することが必要です。申請の際に調査に必要な

しよるい しさんじょうきょう かくにん しりょう もと  
書類や資産状況を確認できる資料を求めることがあります。

③ 調査 生活保護を申請すると、生活状況、資産状況などを調査し、調査

けっか せいかつ ほ ご ひつよう はんだん  
の結果で生活保護が必要かどうか判断します。

ぎんこう せいめいほけんがいしゃとう しさんちょうさ おこな よちよきん せいめいほけん とち かおく  
銀行や生命保険会社等に資産調査を行い、預貯金、生命保険、土地家屋、

じどうしゃとうかつようかのう しさん ばあい しさん かいやく ばいきやく  
自動車等活用可能な資産がある場合はその資産を解約や売却していただく

ことがあります。

④ 保護決定 生活保護の開始が決定したら、保護費の支給が開始され、担当

ケースワーカーによる自立へ向けた支援が開始されます。

ほ ご う 保護を受けられるかどうかは、原則として14日以内（調査のために時間

とくべつ ばあい いない けつてい し  
がかかると、特別な場合は30日以内）に決定してお知らせします。

# せいかつ ほご 生活保護のしくみ

## ふじよ しゅるい ○扶助の種類

せいかつ ほご つぎ しゅるい ふじよ くに さだ きじゆん はんいなく しきゆう  
生活保護には次の 8種類の扶助があり、国が定めた基準の範囲内で支給され  
ます。



せいかつ ふじよ  
①生活扶助 …… 衣食など日常の暮らしの費用

とうきかさん  
※冬季加算 ～ 11月から4月の間、暖房費として支給されます。

じゆうたくふじよ  
②住宅扶助 …… 家賃・地代や家屋の修繕にかかる費用

きやういくふじよ  
③教育扶助 …… 小学校・中学校の学用品費、給食費など

ぎむきやういく う ひつよう ひよう  
義務教育を受けるために必要な費用

いりようふじよ  
④医療扶助 …… 病気やけがの治療のため、医者にかかる費用 (現物支給)

めがね など そうぐ ふく  
(眼鏡やコルセット等の装具も含まれます)

つういんこうつうひ  
※通院交通費 ～ 通院の際に交通費がかかる場合は事前にご相談ください。



⑤ 介護扶助 …… 介護保険サービスを利用した時にかかる費用



⑥ 出産扶助 …… 出産に必要な費用



⑦ 生業扶助 …… 仕事をするために必要な技能や資格の修得、就職の準備に

必要な費用



高等学校に通うための費用

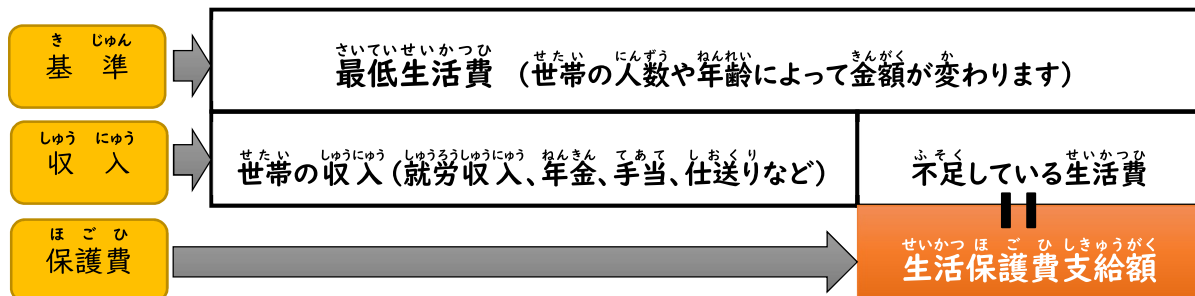
⑧ 葬祭扶助 …… 世帯員が亡くなったときの費用



※進学準備給付金～大学等に進学した際、新生活にかかる費用として一時金を給付します。

(自宅通学の場合 10 万円、自宅外通学の場合 30 万円～申請が必要です)

## ○保護費の決め方



国で定められた基準に基づいて計算した最低生活費に対して世帯収入を

差し引き、不足している生活費を保護費として支給します。

※収入の増減により保護費も増減します。

※最低生活費は生活扶助、住宅扶助、教育扶助、生業扶助や各種加算等を合計した

金額になります。

保護費の支給日は毎月5日です。(土曜、日曜、祝日の場合はその前日)

## ○生活保護を受ける方の権利と義務

### ◆生活保護を受ける方の権利として保障されること

- ①条件を満たせばすべての方が平等に生活保護を受けられます。
- ②正当な理由なく保護費を減らされたり、保護が受けられなくなったりすることはありません。
- ③支給された保護費には公的な税金は課せられません。
- ④支給された保護費や保護を受ける権利が差し押さえられることはありません。

### ◆生活保護を受ける方に義務として守っていただくこと

- ①生活向上へ向けた努力をする

働ける方はその能力に応じて働き、収入を得る努力をしてください。

病気やけがで働けない方は、通院して療養に専念してください。

受給した保護費は、支出の節約をするなど、計画的なやり繰りに努めてください。



- ②福祉事務所から生活の維持、向上とその他の目的達成のために指示を

することがありますので、その時は従ってください。

指示に従っていただけない場合は、保護の変更または廃止となることがあ

ります。

- ③生活保護受給中に借金することは認められていません。

借金は収入として認定されますので、借金をすると結果として保護費が少なくなります。

④ **家賃、公共料金、介護保険料、学校給食費等は滞納してはいけません。**

滞納が続く場合は、福祉事務所が支払先に直接納付（代理納付）することがあります。

⑤ **収入、支出その他状況に変動があったとき、世帯状況に変化があったときは、すみやかに地区担当員まで届出てください。**

□ **収入、支出その他状況の変動とは**

・保護費は収入に合わせて増減するため、給与、賞与、年金、手当等に変化があった場合、

交通事故の賠償金や税金などの還付金、入院給付金、高額療養費支給金などあらゆる

収入があった場合は必ず届出してください。

□ **世帯状況の変化とは**

・住所が変わるとき（転居については必ず事前に相談してください）

・家族に変化があったとき（出生、死亡、転入転出、入退学、入退院、事故など）

・就職や退職をしたとき（給与収入、社会保険の資格取得、喪失など）

・家賃、地代の変更があったとき

・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証、

指定難病医療費受給者証等を取得したとき

・その他生活に大きな変化があったとき





## びょういん じゅしん 病院を受診するとき



せいかつ ほ ご じゅきゆうちゆう びょういん じゅしん まえ ふくしじむしょ しょうびょうどけ ていしゅつ  
生活保護受給中は病院を受診する前に福祉事務所に「傷病届」を提出し、  
しんりょうらいしよ こうふ う じゅしんさき しんりょうらいしよ ていしゅつ じゅしん  
「診療依頼書」の交付を受け、受診先に「診療依頼書」を提出して受診するこ  
とになります。

きゅうじつ やかん きゅうびょう ちよくせつびょういん い ほご う せつめい  
休日や夜間、急病のときは直接病院へ行き、保護を受けていることを説明  
して受診してください。受診後は速やかに福祉事務所まで受診したことを報告  
してください。

ちりょう びょうき なお つういん ばあい ふくしじむしょ  
治療していた病気が治り、通院しなくてもよくなった場合も、福祉事務所に  
ほうこく  
報告してください。



## せいかつ ほ ご ていし はいし 生活保護の停止・廃止について

つぎ ばあい せいかつ ほ ご ていし はいし ばあい  
次の場合には生活保護が停止または廃止となる場合があります。

- せたいしゅうにゆう ふ さいていせいかつひ しゅうにゆう うわまわ ばあい  
・世帯収入が増え、最低生活費を収入が上回った場合
- せたいいん しんぞく ひ と ばあい てんしゅつ しぼうとう せたいしゅうにゆう さいてい  
・世帯員が親族に引き取られた場合や、転出、死亡等により世帯収入で最低  
せいかつ いじかのう ばあい  
生活が維持可能になった場合
- ほうもんちようさ こば ふくしじむしょ せいかつ いじ こうじょう  
・ケースワーカーの訪問調査を拒んだり、福祉事務所から生活の維持、向上とそ  
た もくてきたっせい しじ したが ばあい  
他の目的達成のために指示があったことに従わなかった場合
- せいかつ ほ ご う かた ぎむ は せいかつ ほ ご ほうだい じょう  
(生活保護を受ける方の義務を果たしていない) 【生活保護法第27条】

# 生活保護の返還・徴収について

## ○生活保護費の返還について

毎月の生活保護費は世帯ごとの基準により決められ、生活や世帯の状況に変化がなければ支給額は変わりません。

しかし、働いて収入が増えたり、臨時の収入があったりした場合、または世帯員が減ったり、入院等により基準が変わり、生活保護費が払い過ぎになってしまったときは、払いすぎたお金を返していただくことになります。また、差し迫った事情により資力があるにもかかわらず保護を受けた場合には、資力を処分した際に既に支給された生活保護費（介護・医療費を含む）の返還が必要です。

### 【生活保護法第 63 条】

## ○不正受給と費用徴収

届け出の義務を怠って収入の申告をしなかったり、偽りの申告をして不正な方法で保護を受けたりした場合は、不正受給として、受けた生活保護費（介護・医療費を含む）は後から徴収されます。特に不正な手段で受給した場合は、徴収する金額に最大40%が加算されたり、法律により処罰されたりすることがあります。

### 【生活保護法第 78 条】



## ○しん させいきゅう審査請求

ふくしじむしょ おこな 福祉事務所の行った処分に不服があるときは、つうち 通知があることを知った日の  
よくじつ 翌日から げつ いない 3 か月以内に ふくしまけん ち じ たい 福島県知事に対し、もう た 不服の申し立て（しん させいきゅう おこな 審査請求）を行うこ  
とができます。

### せいかつ ほ ご ほう だい 【生活保護法第 64 条】

## ち く たん とう いん 地区担当員 ・ みん せい い い ん 民生委員

### ○ち く たん とう いん地区担当員（ケースワーカー）



ち く たん とう いん 地区担当員はあなたの抱えている問題と一緒に考え、自分の力で生活できる  
よう必要な援助を行っています。そのため、ていきてき 定期的にまたは必要に応じて家庭を  
ほうもん 訪問します。

かてい ほうもん 家庭訪問をした際に留守だった場合は訪問書を置いていく場合がありますので、  
ほうもんしょ か 訪問書に書かれていることは必ず守ってください。



### ○みん せい い い ん民生委員

みん せい い い ん 民生委員は、ち い き 地域の中の身近な相談の窓口です。ち い き 地域の方々と行政機関の連絡役を  
おこな 行っています。ふくし かん 福祉に関する悩み事を聞いてもらうことができます。

メモ

〒964-8601 にほんまつし かないろ ばんち  
二本松市金色403番地1

にほんまつし ふくし じむしょ にほんまつし やくしょ ふくしか せいかつしえんがかり  
二本松市福祉事務所 (二本松市役所 福祉課 生活支援係)

でんわばんごう  
電話番号 0243-55-5111 (直通) ちよくつう

ばんごう  
FAX番号 0243-22-1547